**●高松市文化芸術振興条例(仮称)の基本的考え方について**

**高松市文化芸術振興条例(仮称)制定におけるポイント**

１　市民はじめ各主体の，自主性や創造性が十分に尊重されること

２　各主体が，文化芸術に広く親しむことができる環境をつくること

３　各主体の協働により，個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を目指すこと

４　過去を尊び未来へ継承すると同時に，多様な文化芸術を享受すること

**高松市文化芸術振興条例(仮称)の基本構造**

**前文**

**第１　総則**

１　目的

２　定義

３　基本理念

４　市の責務

５～７　市民等の役割

８　財政上の措置

**第２　振興計画**

９　振興計画

**第３　基本的施策**

10　人材育成

11　次代を担う子どもの育成

12　環境整備

13　協働および連携

14　情報の収集，発信

15　交流の促進

16　地域特有の文化の継承と創造

17　多様な文化芸術の尊重および享受

18　文化芸術を生かしたまちづくりの推進

19　顕彰および奨励

**第４　審議会**

20　審議会

代

**第５　雑則**

21　委任

代

**高松市文化芸術振興条例(仮称)の基本的な考え方**

**Ⅰ．前文**

住民一人一人が心豊かに暮らせる魅力あるまち創造都市・高松を目指し，文化芸術の振興に対する「基本的な考え方」，「高松の文化芸術の特色」，「決意表明」などについて記載した前文をおく。

**Ⅱ．総則**

１　目的

文化芸術の振興に関し，基本理念を定め，市の責務ならびに市民，学校および団体の役割を明らかにするとともに，文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより，その文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り，もって市民が生き生きと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現に寄与することを目的とする。

２　定義

1. 文化芸術　文学，音楽，美術，写真，映像，書道，演劇，舞踊，建築，デザインその他の芸術，茶道，華道をはじめとする生活文化ならびに有形および無形の文化財，地域固有の伝統工芸，民俗芸能その他の伝統文化
2. 市民　市内に居住し，通勤し，または通学する個人および市内において事業を行い，または活動する個人
3. 学校　学校教育法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する学校，同法第１２４条に規定する専修学校，同法第１３４条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設ならびに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所その他これに準ずる施設であって，市内に所在するもの
4. 団体　市内において事業を行い，または活動する法人その他の団体

３　基本理念

1. 文化芸術の振興に当たっては，文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性および創造性が十分に尊重されなければならない。
2. 文化芸術の振興に当たっては，文化芸術を創造し，享受することは人々の生まれながらの権利であることに鑑み，市民が等しく，文化芸術を鑑賞し，これに参加し，またこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
3. 文化芸術の振興に当たっては，市民，学校，団体および市による協働により幅広く文化芸術を担う人材が育成されることにより，文化芸術活動の促進が図られるよう配慮されなければならない。
4. 文化芸術の振興に当たっては，過去から培われてきた本市の文化芸術が，市民の財産として保護され，保存され，継承されるとともに，将来においてもその活用および発展が図られるよう配慮されなければならない。
5. 文化芸術の振興に当たっては，市民一人一人の価値観が尊重されることにより，多様な文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

４　市の責務

1. ３の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し，および実施する責務を有する。
2. 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては，市民，学校および団体と協働し，ならびに関係機関と連携を図るとともに，地域社会における人材，資源，情報等を活用するものとする。

５　市民の役割

1. 文化芸術活動を担う主体として，基本理念にのっとり，様々な文化芸術を鑑賞し，これに参加し，またはこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に寄与する役割を果たすよう努める。
2. 多様な文化芸術を理解し，尊重するとともに，相互に交流を深めるよう努める。

６　学校の役割

次代を担う子どもの豊かな人間性の形成に資する施設として，基本理念にのっとり，子どもが文化芸術に触れる機会の充実を図り，文化芸術を担う人材を育成する役割を果たすよう努める。

７　団体の役割

地域社会を構成する一員として，基本理念にのっとり，その保有する人材，資源等を有効に活用し，自主的な文化芸術活動の展開および市民等の文化芸術活動の支援に努める。

８　財政上の措置

市は，文化芸術の振興に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずる。

**Ⅲ．振興計画**

１　振興計画

1. 市長は，文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。
2. 振興計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

ア　文化芸術の振興に関する基本的な方針

イ　文化芸術の振興に関し，総合的かつ計画的に講ずべき施策およびその達成すべ

き目標に関する事項

ウ　その他，文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必

要な事項

1. 市長は，振興計画を策定しようとするときは，あらかじめ，市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに，審議会の意見を聴かなければならない。
2. 市長は，振興計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表する。
3. （３），（４）は，振興計画の変更について準用する。

**Ⅳ．基本的施策**

１　人材育成

市は，文化芸術に関し創造的な活動または継承を行う者および文化芸術活動の企画・運営を行う者ならびにこれらの者の活動を支援する者の育成を図るため，必要な施策を講ずるものとする。

２　次代を担う子どもの育成

市は，次代を担う子どもの豊かな感性と人間性を育むため，地域社会および学校における文化芸術活動の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

３　環境整備

市は，市民および団体による自由な文化芸術活動を促進するため，活動の場および機会の拡充その他必要な施策を講ずるものとする。

４　協働および連携

市は，文化芸術活動に多くの主体が参加し，相互に影響を与えることにより新しい文化芸術の創造に資するため，文化芸術活動を通じた協働および連携の仕組みづくりその他必要な施策を講ずるものとする。

５　情報の収集，発信

市は，市民および団体による文化芸術活動を促進するため，文化芸術に関する情報を積極的に国内外から収集し，蓄積するとともに，国内外に向けて発信その他必要な施策を講ずるものとする。

６　交流の促進

市は，市民が多様な文化芸術に対する理解と本市の文化芸術に対する認識を深めるため，世代間，地域間および海外との間における文化芸術活動の交流その他必要な施策を講ずるものとする。

７　地域特有の文化の継承と創造

市は，本市の伝統芸能，文化財，景観等の地域特有の文化を発展的かつ創造的に継承するため，これらの保存および活用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

８　多様な文化芸術の尊重および享受

市は，市民が多様な価値観を尊重し，新しく生み出される斬新な文化芸術を享受できるよう，現代的な文化芸術活動の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

９　文化芸術を生かしたまちづくりの推進

市は，文化芸術にあふれた魅力あるまちづくりを推進するため，文化芸術が有する創造性を活用した産業の振興，市民が多様な文化芸術に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

10　顕彰および奨励

市は，市における文化芸術の振興に優れた功績のある者の顕彰および文化芸術活動を行う将来性の豊かな者の活動の奨励に努める。

**Ⅴ．審議会**

１　審議会

1. 文化芸術の振興を効率的かつ計画的に推進するため，審議会を置く。
2. 審議会は，その権限に属することとされた事項を行うほか，市長の諮問に応じ，文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議する。
3. 審議会は，委員１５人以内で組織する。
4. 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

ア　学識経験者

イ　文化芸術活動を行う団体の代表者

ウ　その他，市長が必要と認めるもの

（５）委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（６）その他，審議会の組織および運営に関し必要な事項は，規則で定める。

**Ⅵ．雑則**

１　委任

その他，必要な事項は，市長が定める。

**高松市文化芸術振興条例(仮称)の検討経過**

1. 高松市文化芸術振興条例検討委員会における報告書の検討および報告

　　目的：高松市長からの諮問に応じ，高松市文化芸術振興条例(仮称)に盛り込むべき事項およびその内容について検討し，その結果を市長に答申する。

　　委員：１５名

　　会議：８回開催(平成24年 6月～平成25年 6月)

　　　　　※平成25年 6月28日，報告書を市長に提出した。

（２）本市主催行事の開催状況

　●文化芸術による「ひと」と「地域」が輝く高松づくり　フォーラム

　　日時：平成２５年３月２４日(日)午後３時～５時

場所：高松市美術館１F講堂

コーディネーター：橋本一仁氏(四国学院大学カルチュラル・マネジメント学科教授)

パネラー：木ノ下智恵子氏(大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任准教授)

　　小西智都子氏(ROOTS BOOKS代表)

二ノ宮敬治氏(100年サーカス実行委員，「アートでたんぼ」スタッフなど)

内容：・検討委員会での検討経過や，内容等についての説明

・パネルディスカッション

「市民がアートを楽しむために－これからの文化創造都市たかまつ」

・意見交換

・参加者アンケート

**今後のスケジュール**

１２月　　 １２月議会条例議案提出後，条例施行予定